

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)対象者の方へ

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

利用開始のための手続について

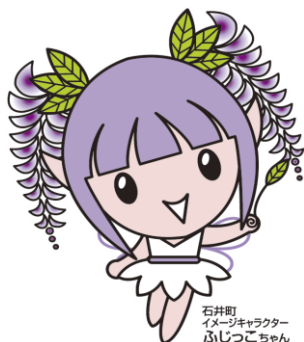
基本チェックリスト実施後、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス(介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス)を利用するには、担当地区の地域包括支援センターへ相談して頂く必要があります。サービスをご利用になる際は、下記の地域包括支援センターまでご連絡下さい。

地域包括支援センター

石井東部地域包括支援センター 石井地区(重松を除く) 高川原地区	石井町石井字城ノ内563番地 TEL. 088-674-7265
石井西部地域包括支援センター 石井字重松・浦庄地区・高原地区・藍畑地区	石井町浦庄字上浦157番地11 TEL. 088-675-3722

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

介護予防通所介護サービス	要支援1認定者のデイサービスに相当し、週1回利用を基本とする。 一般的な自己負担：月2,000円程度(食費等を除く)
介護予防訪問介護サービス	要支援1認定者のホームヘルプに相当し、週1回利用を基本とする。 一般的な自己負担：月1,200円程度



ご不明な点等は
石井町長寿社会課まで
088-674-6111